

= 条例 =

現行	見直しの方向性	主なご意見等
前文	前文 ・ 現行踏襲	
第1章 総則 (第1条-第9条)	第1章 総則 ・ §1「目的」で、伝建等の建築物等の保存活用が都市景観形成の第1の目的となっている表現の見直し	
第1章の2 景観計画区域 (第9条の2-第9条の8)	※ 地域地区指定による届出制度をすべて景観法による景観計画に移行 → 現行の第2章及び第5章の規定はすべて廃止	
第2章 都市景観形成地域等 (第10条-第15条)	第2章 景観法に基づく景観計画 ・ 景観計画の策定に関する規定 第3章 行為の届出等 ・ 景観法に基づく行為の届出とその前段階で求めている景観デザイン協議を同じ章の中で規定 第1節 景観法に基づく行為の届出等 ・ 基本的には、法による委任事項を規定 ・ 届出等に関する手続、通知等、条例独自の事項も規定 第2節 景観デザイン協議等 ・ 内容は現行条例第6章の2を踏襲 ・ 景観影響建築行為 = 法に基づく特定届出対象行為となる	
第3章 削除 ※旧：美観地区	※ 全面改定につき、抹消	
第4章 伝統的建造物群保存地区 (第19条-第25条の2)	第4章 伝統的建造物群保存地区 ・ 景観計画区域内で定めることを規定 → 現行の都市景観形成地域で定める規定は削除	・ 全市を景観計画区域とすることとの関連に留意する
規定なし 景観重要建造物及び景観重要樹木	第5章 景観重要建造物等 ・ 法と条例それぞれの指定制度を同じ章の中で規定 第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等 ・ 法による委任事項と手続に関する条例独自の事項を規定 第2節 (仮称)都市景観資源の指定等 ・ 制度の体系は現行踏襲 ・ 景観重要建造物との混同を避けるため名称を変更 第3節 保存活用計画の策定 ・ 独立した節とし、景観重要建造物にも適用するよう改正 第4節 (仮称)都市景観資源の登録 ・ 登録制度を設ける場合は、節を追加	・ 法による指定制度（景観重要建造物）と条例による指定・登録制度のメリット・デメリットを理解したうえで、所有者等の選択肢が増えるような制度設計が必要
第5章 景観形成指定建築物等及び景観形成重要建築物等 (第26条-第28条の2) (第28条の3-第28条の8)		
第6章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定 (第29条-第31条の3)	第6章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定 ・ 内容の変更はなし ・ 節を分けてわかりやすくする 第1節 景観形成市民団体 第2節 景観形成市民協定	
第6章の2 景観デザイン協議等 (第31条の4-第31条の18)		
第7章 助成等 (第32条-第34条の2)	第7章 助成等 ・ 景観重要建造物、景観重要樹木への適用、条文の整理	
第8章 都市景観審議会 (第35条・第36条)	第8章 都市景観審議会 ・ 変更なし	
第9章 雑則 (第37条)	第9章 雑則 ・ 変更なし	
第10章 罰則 (第38条-第40条)	第10章 罰則 ・ 法に移行分の削除	

= 施行規則 =

